

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第二部会・令和五年度第八回）

二 開催日時

令和五年十二月十八日 午前九時から午前十一時三十五分まで

三 開催場所

広島県庁本館三階三〇一會議室

四 出席した委員

田中委員、折橋委員、谷脇委員

五 議事の概要

- 1 令和四年度諮問第七号、第八号、第十一号及び第二十三号事案について、答申に向けた審議を行い、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。
- 2 前項の答申について、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）において処理することを決議した。
- 3 第一項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。
- 4 令和四年度諮問第十号事案について、答申に向けた審議を行い、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び運営要領の規定により、答申を行うことを決議した。
- 5 前項の答申について、条例第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、審査会事務局において処理することを決議した。
- 6 第四項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。